

改訂のあらまし

- 【図書名等】 「衛生推進者必携」
 コードNo.23409 第3版 定価1,100円（本体1,000円+税10%）
 （コードNo.および定価とも現行どおりです。）
 表紙の色：緑系→青系
- 【発行日】 令和5年10月31日

【改訂のあらまし】

改訂のあらまし	該当頁
令和2年8月第2版発行以降の法令改正、最新の統計数値に対応した修正等を行った。 主な改訂箇所は次のとおり。	
第1章 安全管理	
・「1(1)労働災害の発生状況」中、統計数値等を更新した。	10
第2章 危険性または有害性等の調査およびその結果に基づき講ずる措置等	
・「2(2)ア」中に、化学物質管理者の選任について追記。	59
・「2(2)エ」中、リスクの見積り方法の例についての指針を更新した。	60
・「2(2)オ」の見出しを「リスク低減措置の検討および実施」とし、濃度基準値が設定された化学物質の取扱い、保護具着用管理者の選任等について追記した。	60
・「2(2)カ」に、リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存等について追記。	61
第3章 作業環境管理と作業管理	
・78頁表中、「空気環境」の室温について「17～28度」を「18～28度」に修正。	78
・79頁表中、「採光・照明」の照度の記述を修正。	79
・「4(2)労働衛生保護具等 イ 保護具の種類と選択の留意点」の注として、「※ 電動ファン付き呼吸用保護具には、防じん機能を有するもの（P-PAPR）と防毒機能を有するもの（G-PAPR）があります。」と「※ 酸素欠乏（酸素濃度18%未満）の場所またはそのおそれのある場所では、指定防護係数が1,000以上の全面形面体を有する給気式呼吸用保護具を使用しなければなりません。」を追記。	83
・「① 使用目的に適したものであること」中の防じんマスクおよび防毒マスクに関する参考通達を通達の改廃により「防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について」（令和5年5月25日付け基発0525第3号）に修正した。	84
・「② 使用する者の顔の形や大きさ、体格等によく合ったものであること」にフィットテストについての記述を追加。	85
・「4(5)熱中症の予防」の項を追加。	90-94
・「4(7)ア」のイラストの説明中、「室内環境」、「作業面照度」を修正。	95
・「4(7)ア」の情報機器作業の作業区分に応じた労働衛生管理の進め方の表中、ア作業環境管理①照明および採光を修正。	96
・「(8)労働と疲労 オ 栄養」中、「無機質」を「ミネラル」に修正。	100-101
第4章 健康の保持増進	
・「1(2)特殊健康診断」の項の見出しを「特殊健康診断・リスクアセスメント対象物健康診断」に修正し、リスクアセスメント対象物健康診断について追記。	105
・「2(2)健康保持増進対策の推進にあたっての基本的事項」中の図「THP指針に基づく健康保持増進対策の進め方」を図「健康保持増進対策の各項目（PDCAサイクル）」に差替え。	112
・「2(3)メンタルヘルスケア」中、統計数値等を更新した。	113
・「図 4つのケア」の記述の一部を修正。	114

<ul style="list-style-type: none"> ・「表 職場復帰支援の流れ」の記述の一部を修正。 	116
<ul style="list-style-type: none"> ・「2(4)過重労働による健康障害の防止 ウ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等」の記述を一部修正。 	120-121
<ul style="list-style-type: none"> ・「5 救急処置 イ救急処置の効果的実施のために」中、「図 一次救命の流れ」を「JRC 蘇生ガイドライン 2020」に合わせて修正。 	131
<p>第5章 安全衛生教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1(1)イ 事業者が実施する教育」中、「雇入れ時等の教育」の表に（注）として、一部の業種で教育項目の省略が認められていたが、令和6年4月1日からこの規定が廃止されることを記述。 	136
<ul style="list-style-type: none"> ・「2(1)ア③討議方式」の記述を修正。 	140
<p>第6章 関係法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令改正に対応した内容に修正した。 	153-201
<p>〔参考資料 1 関係図表等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各図表内容について、最新の法令にもとづき、内容を更新した。 	202-213
<p>〔参考資料 2 労働者の危険または健康障害を防止するための具体的な措置（概要）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令改正に対応した内容に修正した。 	214-218
<p>〔参考資料 3 安全関係統計資料、参考資料 4 労働衛生関係統計資料〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各表内容について、最新の統計資料をもとに、内容を更新した。 	

中央労働災害防止協会